

令和3年度
広島県年間交通安全推進施策
実施要綱

第69回交通安全ポスター・作文コンクール
ポスターの部 広島県知事賞



【呉市立広中央中学校 3年 福井 皇月さん】

令和3年広島県交通安全年間スローガン

「ゆとりある 心と車間の ディスタンス」



広島県 広島県警察 広島県教育委員会
公益財団法人 広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

広島県交通対策協議会

令和3年度 年間交通安全推進施策実施要綱

第1 目 的

この実施要綱は、安全で安心な広島県の交通社会を実現するため、当該年度の交通安全推進重点施策を定めて、広く県民へ交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーの実践により、交通事故を防止することを目的とする。

第2 期 間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

第3 主 催

広島県交通対策協議会

広島地方検察庁，中国運輸局，第六管区海上保安本部，広島労働局，中国地方整備局，広島県，広島県教育委員会，広島県警察，広島県市長会，広島県町村会，広島市，西日本旅客鉄道株式会社，西日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，広島県道路公社，広島高速道路公社，（公財）広島県交通安全協会，（一社）広島県安全運転管理協議会，（一社）広島県指定自動車学校協会，広島県交通安全母の会，広島県二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟広島支部，（公社）広島県バス協会，（一社）広島県タクシー協会，広島県個人タクシー協会，（公社）広島県トラック協会，（公財）広島県老人クラブ連合会，自動車安全運転センター広島県事務所

第4 協賛・後援

別記のとおり

第5 スローガン

『 ゆとりある 心と車間の ディスタンス 』


第6 重点項目

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 自転車の安全利用の推進

第7 重点項目にかかる推進施策

1 「子供と高齢者の安全な通行の確保」

子供と高齢者の交通安全意識の高揚を図り、歩行中や自転車乗用中、車両同乗中における安全行動を促進するとともに、子供や高齢者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 夕暮れ時や夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品の着用やLEDライト携行等の広報啓発活動の推進
- (2) 車両の運転者に対する早めのライト点灯，上向きライトの活用及び自転車のライト点灯を促進する「点ける  広島県」ライト点灯運動の推進
- (3) 運転者に対し，横断歩道等での歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による保護を徹底させるための交通安全教育や広報啓発活動等の推進
- (4) 歩行者に対し，横断歩道を渡ること，信号機のあるところでは，その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え，自らの安全を守るための交通行動として，手を上げる等により，運転者に対して横断する意思を明確に伝え，安全を確認してから横断を始めること，横断中も周りに気を付けることなどを促す呼び掛けの強化
- (5) 通学路や生活道路等における子供や高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の実施
- (6) 幼児・児童・高齢の歩行者や自転車利用者等に対する安全な道路横断の周知徹底等，交通ルールの遵守と交通マナーの実践に関する交通安全指導，保護・誘導活動の促進
- (7) 子供や高齢者の特性に関する理解を促進し，子供，高齢者及び障害者を始めとする歩行者に対する保護意識を醸成する広報啓発活動の推進
- (8) 老人クラブやコミュニティーリーダー等に対する教養や交通安全に関する資料提供等による自主的な交通安全教育の推進
- (9) 高齢者が日常的に利用する医療・金融機関，福祉施設，店舗等との連携による広報啓発活動の推進
- (10) 後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底と着用の必要性・効果に関する理解の促進

2 「高齢運転者の交通事故防止」

高齢運転者が年々増加している中，交通安全意識の高揚を図り，高齢者の車両運転中における安全行動を促進するため，次の項目を推進する。

- (1) 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や運転時等の危険予測の重要性に関する理解を促すための安全教育及び広報啓発の推進

- (2) 運転免許証の返納制度の周知と返納者への支援措置及び安全運転相談窓口の周知等，運転免許証を返納しやすい環境の整備促進
- (3) 安全運転サポート車（サポカー）の体験乗車会の開催等による普及啓発
- (4) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (5) 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進
- (6) 毎月10日の「高齢者の交通安全の日」における啓発活動等，関係機関・団体による自主的な取組の促進

3 「飲酒運転の根絶」

広く県民に，飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え「飲酒運転を絶対にしない・させない」規範意識の確立を図るとともに，飲酒運転がなくならない背景にあるアルコール依存症及び多量飲酒などの問題飲酒行動を総合的に解決するため，次の項目を推進する。

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ，地域，職場，家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 「飲酒運転根絶宣言店登録事業」と「ハンドルキーパー運動」の連動等による運転者への酒類提供禁止の徹底
- (3) 広島県アルコール健康障害対策推進計画に基づき，アルコール依存症や多量飲酒等，飲酒運転の原因となる問題飲酒行動に対する理解の促進と適切な対応，相談窓口の周知
- (4) アルコール摂取が運転に及ぼす影響やアルコールの分解消化に要する時間など，アルコールに関する正しい知識と理解を深める運転者教育の促進
- (5) 飲酒運転の罰則，行政処分とともに，飲酒運転を助長する禁止行為（酒類提供，車両貸与，同乗）の類型や厳しい処分を受けることの周知
- (6) 飲酒を伴う会合等の主催者（責任者），施設管理者等に対して，自主的な飲酒運転防止対策を促す啓発活動の推進
- (7) 事業者における運転者教育，点呼時等におけるアルコール検知器の使用及びアルコール症スクリーニングテストの実施等，自主的な取組の促進
- (8) 飲酒運転の危険性等を認識するため，飲酒体験ゴーグル等を活用した体験型の交通安全教育の推進
- (9) 毎月20日の「飲酒運転根絶の日」における啓発活動等，関係機関・団体による自主的な取組の促進

4 「自転車の安全利用の推進」

自転車利用者の交通事故防止とともに，自転車利用時における交通ルールの

遵守と交通マナーの実践により、危険・迷惑行為を防止するため、次の項目を推進する。

- (1) 全ての自転車利用者に対し、自転車は「車両」であるという認識と、「自転車安全利用五則」等を活用した基本的なルールの周知による、車両運転者としての規範意識の醸成
- (2) 交通違反の罰則や交通事故の発生リスク、自転車運転者講習制度の周知
- (3) 街頭指導の強化等による自転車の交通ルールの遵守徹底
 - ア 自転車の通行方法の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
 - イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、ヘッドホン使用等の危険性の周知と安全通行の徹底
 - ウ 夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯及び反射材用品等の積極的な活用の促進
 - エ 信号遵守、自転車横断帯の利用、交差点における安全確認・一時停止等、交通事故を防止するための基本的事項の徹底
 - オ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
 - カ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (4) 街頭での自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (5) 自転車の安全性能の確保に関する情報提供及び自転車の点検整備の励行
- (6) 交通事故の加害者になった場合の責任の周知や損害賠償責任保険等への加入の促進
- (7) 毎月1日の「自転車安全利用の日」における啓発活動等、関係機関・団体による自主的な取組の促進

第8 施策の推進に当たっての留意事項

- 1 県・市町及び関係機関・団体は、地域・職域の実態に応じ、最近の交通事故等の状況を踏まえて推進計画を作成するとともに、体制を確立し、相互に連携して効果的に施策を推進する。
- 2 施策が県民参加の運動として推進されるよう地域・職域・家庭等に対する啓発と積極的な参加が得られるように配慮する。
- 3 新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた施策の推進に努めるものとする。

第9 各種運動の名称，期間

1 期間を定めて実施する運動

| 名 称 | 運動の期間 |
|----------------------|---------------------------|
| 春の全国交通安全運動 | 4月6日(火)～4月15日(木)までの10日間 |
| 自転車マナーアップ強化月間 | 5月1日(土)～5月31日(月)までの1か月間 |
| 広島県夏の交通安全運動 | 7月11日(日)～7月20日(火)までの10日間 |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日(火)～9月30日(木)までの10日間 |
| 年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動 | 12月1日(水)～12月10日(金)までの10日間 |

※ 各季の運動実施要綱については，その都度，決定・作成し，広島県ホームページの「交通安全お助けサイト」へ掲載する。

2 日を定めて実施する運動

| 名 称 | 運動日 |
|------------|-------|
| 広島県交通安全日 | 毎月1日 |
| 自転車安全利用の日 | 毎月1日 |
| 高齢者の交通安全の日 | 毎月10日 |
| 飲酒運転根絶の日 | 毎月20日 |

※ 広島県交通安全日については，その日が土・日曜・祝日等休日に当たる場合は，その直後の休日以外の日とする。



反射材活用促進キャラクター(広島県警)

交通安全運動協賛・後援団体

| 協 賛 団 体 | | |
|----------------------------|----------------------|------------------------------|
| | | (順序不同) |
| 陸上貨物運送事業 労働災害防止協会広島県支部 | 日本建設業連合会 中 国 支 部 | 中国モーターサイクル スポーツ協会(MFJ中国) |
| 広島県観光連盟 | 広島県公立高等学校長協会 | 広島県私立中学高等学校協会 |
| 広島県PTA連合会 | 広島県高等学校PTA連合会 | 広島県保育連盟連合会 |
| 中国地方鉄道協会 | 広島県農業協同組合中央会 | 広島県私立幼稚園連盟 |
| 広島県行政書士会 | 日本道路建設業協会 中 国 支 部 | 広島県自動車販売・整備団体 交通安全対策推進協議会 |
| 広島地方通運業連盟 | 広島県建設工業協会 | 広島県消防協会 |
| 広島駐車協会 | 広島県土木協会 | 広島県青年連合会 |
| 広島県レンタカー協会 | 広島県建設業協会連合会 | 広島青年会議所 |
| 軽自動車検査協会 広島主管事務所 | 建設業労働災害防止協会 広島県支部 | 青少年育成広島県民会議 |
| 広島県生命保険協会 | 広島県労働基準協会 | 広島県少年団体協議会 |
| 日本道路交通情報センター 広島センター | 日本損害保険協会 中 国 支 部 | 青少年赤十字 広島県指導者協議会 |
| 広島県自転車協同組合 | 広島県公民館連合会 | 広島県自動車教習所協会 |
| 損害保険料率算出機構 広島自賠責損害調査事務所 | 広島県地域女性団体 連絡協議会 | 全国共済農業協同組合連合会 広島県本部 |
| 広島県社会福祉協議会 | 海上保安協会広島地方本部 | 広島県公立中学校長会 |
| 広島県身体障害者団体連合会 | 中国旅客船協会連合会 | 広島県中小企業団体中央会 |
| 広島県リハビリテーション 協会 | 中国地方海運組合連合会 | 広島県経営者協会 |
| 広島県医師会 | 広島県ろうあ連盟 | 広島県商工会連合会 |
| 広島県歯科医師会 | 広島県肢体障害者連合会 | 広島県商店街振興組合連合会 |
| 広島弁護士会 | 広島県視覚障害者団体 連合会 | 広島県商工会議所連合会 |
| 日弁連交通事故相談センター 広島県支部 | 広島県高速道路 交通安全協議会 | 広島県人権擁護委員連合会 |
| 広島県二輪自動車協同組合 | ひろしまこども夢財団 | 広島県連合小学校長会 |
| 日本郵便株式会社 中 国 支 社 | 全標協広島県協会 | マツダグループ交通安全 普及協会連合会 |
| 広島県生活衛生 同業組合連合会 | 広島市地域女性団体 連絡協議会 | 日本スポーツ振興 センター広島支所 |
| 広島県石油商業組合 | 広島市交通安全母の会 | 広島県広島市道路利用者会議 |
| 自動車事故対策機構 広島主管支所 | 日本二輪車普及安全協会 広島支所 | 広島県飲食業 生活衛生同業組合 |
| 広島県小売酒販組合連合会 | | |

(76団体)

| 後 援 団 体 | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 中国新聞社 | 山陽新聞社広島支社 | 広島テレビ放送 |
| 朝日新聞社広島総局 | 日刊工業新聞社広島総局 | 広島ホームテレビ |
| 毎日新聞 広島支局 | 共同通信社広島支局 | テレビ新広島 |
| 読売新聞社広島総局 | 時事通信社広島支社 | デイリースポーツ広島支社 |
| 産業経済新聞社広島総局 | NHK広島放送局 | 広島エフエム放送 |
| 日本経済新聞社広島支局 | 中国放送 | |

(17団体)